

回答自治体名：福島県須賀川市

担当課室：原子力災害対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

なし

.....

.....

.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

- 1 市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択できるように認めるとともに、事務の簡素化・効率化を図っていただきたい。
- 2 除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、全額を国による財政措置の対象にしていただきたい。
- 3 道路側溝等の堆積物の除去については、空間線量率に関わらず特別措置法除染対象とし、その経費についても財政措置の対象にしていただきたい。
- 4 地上1 mで、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていても局所的に地表部分の線量が高い場合には、財政措置の対象にしていただきたい。
- 5 除染作業実施後も施工場所によっては、放射線量の低減がみられないところもあり、目標線量を上回る施設や住宅、また、その周辺地、更には、ホットスポット等について、目標線量となるまで国において再除染の対象としていただきたい。
- 6 池沼、河川、山林等の除染について、国が責任をもって対応していただきたい。
- 7 特別措置法施行規則第43条第1項第3号において、測定の高さを50 cmから1 mの間で行うこととなっていることから、幼児・低学年児童等の施設だけでなく一

般家庭においても、50cmの適用を認めていただきたい。

- 8 中間貯蔵施設への本格的な搬出時期が不透明なことから、現場保管場所で移設の必要性が生じた場合についても、その費用を財政措置の対象としていただきたい。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

- 1 仮置場については、除染作業により発生した汚染土壌等の一時保管場所であることから、平成23年10月から工程表を改訂していないので、今後の見通しを含めて対応していただきたい。
- 2 放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した除去土壌等についても、早期に全量を受け入れしていただきたい。

ご協力ありがとうございました。